

特別高圧臨時電力A

(主契約料金表)

2025年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この特別高圧臨時電力A料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、特別高圧臨時電力Aといたします。

3 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上で、契約使用期間が 1 年未満のものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

4 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合またはお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 70,000 ボルト

6 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	契約電力 1 キロワットにつき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,105 円 40 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	2,052 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	1 キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 67 銭	17 円 52 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 36 銭	17 円 24 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 その他

契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力Aを適用いたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。